

情

報

ぴくあっぷ

問 問合せ
申 申込み
TEL 電話
FAX ファクス
E メールアドレス
URL ホームページアドレス
フリーダイヤル

町民協働による 「復興まちづくり」 支援事業を 募集します

町民協働により町民相互の絆の形成および復興を推進する事業を実施する団体に補助金を交付します。

▽補助の対象となる団体

- ① 浪江町に住所を有する方が組織する仮設住宅および借上げ住宅等の自治組織、地域づくり団体ならびに特定非営利活動法人のいずれかであって、5人以上の構成員を有する団体

+ 浪江診療所 お医者さん

問 浪江診療所 TEL 0240(23)6173

- 診療時間 9時～12時
14時～16時
- 場 所 浪江町役場本庁舎北西側
- 診療体制 月・火・木・金曜日…木村医師
水曜日……………派遣医師
※第2水曜日午後は整形外科
- 診療内容 内科・外科
※各種健診も行っています

+ 仮設津島診療所 お医者さん

問 仮設津島診療所 TEL 0243(24)1431

- 診療時間 9時～12時・14時～16時
- 4月
- 2日(月) 関根(午前)・JCHO二本松病院(午後)
- 3日(火) 関根
- 4日(水) 関根・西・村松(午後)(内科)
- 5日(木) 関根・木村(皮膚科)
- 6日(金) 関根(午前)・玉井
- 9日(月) 関根(午前)・JCHO二本松病院(午後)
- 10日(火) 関根
- 11日(水) 関根・西・村松(午後)(内科)
- 12日(木) 関根・今村(婦人科)
- 13日(金) 関根(午前)・玉井
- 16日(月) 関根(午前)・JCHO二本松病院(午後)
- 17日(火) 関根
- 18日(水) 関根・西・福島医大(午前)(整形外科)・村松(午後)(内科)
- 19日(木) 関根・木村(皮膚科)
- 20日(金) 関根(午前)・玉井
- 23日(月) 関根(午前)・JCHO二本松病院(午後)
- 24日(火) 関根
- 25日(水) 関根・西・村松(午後)(内科)
- 26日(木) 関根・今村(婦人科)
- 27日(金) 関根(午前)・玉井

(先生の都合により変更あり)

* J C H O : 独立行政法人地域医療機能推進機構
* 4月より、福島医科大学の先生による診療は第3水曜日のみとなります。

- 内部被ばく検査(ホールボディカウンター)
検査日時 月曜日～土曜日(祝日を除く)
9時～11時30分・13時～16時
(受付終了 15時30分)
- 申 込 み TEL 080(2113)1287
(受付時間 8時30分～16時30分)

- ② 事業目的等を記述する会則を有する団体
- ③ 政治活動、宗教活動および営利を目的としない団体
- ④ 暴力団等が経営または運営に関係していない団体

▽対象事業例

- ① 県内外に避難している浪江町民を集めて交流の場を提供する事業
- ② 浪江の伝統文化等について広く周知する事業 など

▽補助金額

- ① 所在が浪江町内にある団体 ……原則40万円まで
- ② 所在が浪江町外にある団体 (町内で事業を実施) ……原則40万円まで
- ③ 所在が浪江町外にある団体 ……原則40万円まで

(町外で事業を実施)
……………原則20万円まで

▽補助対象外経費

- ① 団体の恒常的な運営維持管理経費
- ② 団体の構成員に対する人件費、謝礼、飲食費等
- ③ ほかの団体に對する補助金、助成金
- ④ 物品販売等に係る経費
- ⑤ 神社仏閣等宗教法人に對する経費

▽応募方法

補助金交付申請書に必要事項を記入の上、添付書類とともに提出してください(郵送可)。
補助金交付申請書は、企画財政課企画調整係にお問合せください。町ホームページからも

ダウンロードできます。

▽募集期間

5月31日(木)まで
(当日消印有効)

※応募多数により町の予算を超える場合は、募集を打ち切る場合があります。

▽その他

- ① 事業採択の可否は、個別に通知します。
- ② 応募多数の場合は、新規事業を優先します。
- ③ 事業採択以降の支出が補助対象となります。それ以前に支出した経費は、補助の対象となりません。ご注意ください。

TEL 企画財政課企画調整係
0240(34)0240

ここから下は広告です。

不動産や住まいに関わることなら何でもご相談ください

修繕
リフォーム

新築工事
貸家・アパート

土地・建物
相談

任せて安心!



お気軽にお問合せください

総合建設業一級建築士事務所 土地建物総合コンサルタント

needs 株式会社 ニーズ 0240-35-5833
070-2022-6958

浪江町役場北となり 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田4-1

住宅再建支援

個人住宅再建支援事業補助金

所有者が行う浪江町内にある個人住宅の再建（新築・リフォーム・修繕等）費用を補助します。

▽対象となる方

浪江町内に住宅を所有している方

（新築の場合は、平成23年3月11日時点で浪江町に住民登録のあった方）

▽対象となる住宅

- 浪江町内の個人住宅
- 浪江町内の併用住宅および併存住宅の個人住宅部分（帰還困難区域を除く）

※災害救助法に定める応急修理に係る補助（上限52万円・平成25年度事業終了）を受けた住宅は対象になりません。

▽対象となる工事

平成31年3月31日までに完了する個人住宅の再建工事
※家電製品の購入、物置の設置、外構工事などは対象になりません。

※平成25年4月1日以降に実施した工事を含みます。

▽補助金額

住宅の再建工事に要した経費（ただし、最大25万円）

※補助金の支給は所有者一人1回限り、1住宅1回限りです。

▽受付期間

平成30年4月2日(月)から平成31年3月15日(金)まで

■住宅清掃費補助金

長期間にわたり管理ができず汚損等の被害を受けた浪江町内にある個人住宅の清掃に要する費用を補助します。

▽対象となる方

東日本大震災発生時に浪江町に居住していた方で、住宅を清掃し再び居住しようとする方（すでに居住している方を含みます）

▽対象となる住宅

浪江町内の住宅

（帰還困難区域を除く）

※賃借を目的とする住宅、解体予定の住宅は除きます。

▽対象となる清掃

平成31年3月31日までに完了する業者に委託して行った清掃※ご自身やご家族で行った清掃などは対象になりません。

※平成25年4月1日以降に実施した清掃を含みます。

▽補助金額

住宅の清掃に要した費用（ただし、最大15万円）

※補助金の支給は1住宅につき1回限り、1世帯につき1回限りです。

被災者生活再建支援金制度

自然災害により居住する住宅が著しい損害を受けた世帯に、国が支援金を支給することで生活の再建を支援します。

▷支給対象となる被災世帯

平成23年3月11日現在、浪江町に居住の世帯で、東日本大震災（地震および津波）により居住していた住宅が被災し、住宅被害調査により被害程度が全壊、大規模半壊または半壊と判定された世帯

※半壊の場合、住宅（母屋）をやむを得ず解体した場合のみ該当

※賃貸住宅にお住まいだった方も対象になる場合があります。

▷支援金の支給額

支給額は、次の1と2の合算額となります。

1 基礎支援金

（住宅の被害程度に応じて支給する支援金）

住宅の被害程度		全壊	大規模半壊	半壊解体
支給額	単数世帯	75万円	37.5万円	75万円
	複数世帯	100万円	50万円	100万円

2 加算支援金

（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）

住宅の再建方法		建築・購入	補修	賃貸
支給額	単数世帯	150万円	75万円	37.5万円
	複数世帯	200万円	100万円	50万円

※公営住宅または県等の借上げ住宅による賃借は、加算支援金の対象外です。

※加算支援金は基礎支援金の支給対象になった方のみ申請することができます。

申・問 住宅水道課住宅係
Tel 0240(34)0232

▷申請に必要な書類

（申請の際は、必要書類を確認の上、提出ください）

1 基礎支援金

	全壊	大規模半壊	半壊解体※2
①被災者生活再建支援金支給申請書	○	○	○
②住民票謄本（原本）	○	○	○
③建物り災証明書（原本）	○	○	○
④申請者の預金通帳の写し	○	○	○
⑤解体証明書※1		△	○

※1 解体証明書は、浪江町が発行します。解体完了後に解体業者や環境省へ提出する「被災建物解体撤去等工事工事完了確認書」ではありません。

※2 半壊解体で申請する際、「⑤解体証明書」は発行までに時間を要するため、事前に住民課除染環境係で解体証明書発行の手続きをとり、解体証明書がお手元に届きましたら、①～④の必要書類とともに申請してください。

2 加算支援金

	建築・購入	補修	賃貸
①被災者生活再建支援金支給申請書	○	○	○
②契約書の写し	○※	○	○
③申請者の預金通帳の写し	○	○	○

※「建築・購入」の場合は、建物所在地、規模、取引金額、工期、引渡し日、契約締結日および契約者の住所・氏名・押印のあるページをコピーしてください。

▷申請期間 1 基礎支援金 平成31年4月10日まで
2 加算支援金 平成31年4月10日まで

▽受付期間

平成30年4月2日(月)から平成31年3月15日(金)まで

▽清掃業者について

清掃業者が分らない方には、浪江町と協定を結んでいる清掃業者をご案内します。

申・問 住宅水道課住宅係

Tel 0240(34)0232

住宅用太陽光発電補助金

浪江町内の住宅等に太陽光発電システムを設置する費用を補助します。

▽対象となる方

浪江町内の住宅等に太陽光発電システムを設置し、電力会社との電力供給契約を締結する方

▽対象工事

太陽光発電システムの設置工事が太陽電池の最大出力の合計値が10kW未満のもの

※平成25年4月1日以降に実施した工事を含みます。

▽補助金額

太陽光発電システムの設置に要した経費 1kW当たり4万円（ただし、最大4kW 16万円）

▽受付期間

平成30年4月2日(月)から平成31年3月15日(金)まで

お世話になりました

3月31日をもって退職することとなりました。町民の皆さまの温かいご支援ありがとうございました。

- * 岩野 善一（産業振興課）
- * 鈴木 貞孝（出納室）
- * 鈴木 政己（健康保険課）
- * 大原 教知（教育委員会事務局）
- * 武隈 吉美（住民課）
- * 阿部 義則（総務課）
- * 戸井田里沙（介護福祉課）



【任期付職員】

- * 吉川 淳（まちづくり整備課）
- * 渡部 和彦（生活支援課）
- * 浮渡 宣夫（生活支援課）

【派遣職員】

- * 竹内 朋紀（企画財政課・福島県）
- * 椎野 健一郎（産業振興課・福島県）
- * 玉木 芳典（産業振興課・福島県）
- * 猪俣 弘毅（産業振興課・福島県）
- * 若松 貴大（産業振興課・福島県）
- * 佐藤 和憲（まちづくり整備課・福島県）
- * 渡辺 靖雄（まちづくり整備課・新潟県小千谷市）
- * 平井 智子（産業振興課・岡山県赤磐市）
- * 渡部 辰幸（企画財政課・千葉県成田市）
- * 白岩 真彦（住民課・神奈川県横浜市）
- * 坂上 稔（総務課・静岡県湖西市）

ここから下は広告です。

地元で 30 年の、
ビル・ハウスクリーニングの会社です。

ビルクリーニング ハウスクリーニング 空き家・空き地管理

有限会社 マルイ 装美

***** おそうじの国家資格者が在籍しています *****

本社：福島県双葉郡双葉町大字長塚字町東 119-1
Empty base：茨城県日立市十王町伊藤 2208-3

☎ 0294-87-6413
✉ info@emptybase.com
HP http://emptybase.com

創業40年地元の石材店(浪江町津島地区)
現在、大玉村にて事業を再開しています。

（有）末永石材工業

TEL 0243(24)5931 FAX 0243(24)5932

お墓のことでお悩みの方ぜひ相談下さい
新しいお墓、古いお墓の解体行っています。

住所 福島県安達郡大玉村大山字荒屋敷16-1 代表 末永 一郎 携帯080-1843-9129

小・中学校 遠距離通学費助成

遠距離通学をしている児童・生徒の保護者に通学費を助成します。

▽対象となる通学距離（片道）

- 小学生 4 km以上
- 中学生 6 km以上

▽助成金額

- ①公共交通機関を利用している場合
定期乗車券等購入金額

- ②①以外の場合
月額1,000円以内、年間10か月限度

※スクールバスを利用している児童・生徒の保護者、生活保護を受けている保護者は対象となりません。

※避難先自治体で通学費の助成・援助を受けている場合は対象となりません。

▽申請方法

- ①公共交通機関を利用している場合
申請書（様式第1号）に定期乗車券等購入金額を確認できるものの写しを添付して提出してください。

- ②①以外の場合
申請書（様式第1号の2）に通学する学校長の証明を受け

て提出してください。

※申請書の郵送を希望される方はご連絡ください。町ホームページからもダウンロードできます。

▽申請期限

平成31年2月末日

申・問 教育委員会事務局学校教育係

TEL 0240(34)5710

就学援助制度の お知らせ

就学援助は、原発避難者特例法により原則として、避難先（就学先）市区町村が実施することとなっています。

就学援助を希望される方は、避難先（就学先）市区町村の学校または教育委員会事務局へご相談ください。

なお、避難先（就学先）市区町村が実施する就学援助の認定要件対象外の場合は、浪江町で認定し、援助費支給を行います。

▽浪江町における就学援助の申請受付時期

平成31年1月上旬に、平成29年度に町で認定した世帯と平成30年度に小学校に入学した児童のいる世帯に対し、申請書類を郵送します。

行政区からのお知らせ

両大字幾世橋総会を 開催します

下記のとおり、両大字幾世橋総会を開催します。
皆さまのご参加をお願いいたします。

- 日時 4月22日(日) 13時30分～15時
- 場所 浪江町役場本庁舎 2階大会議室
(〒979-1592 浪江町大字幾世橋字六反田7-2)
- 議題
 - 平成29年度事業報告および収支決算承認の件
 - 平成30年度事業計画および収支予算承認の件
 - その他

《問合せ・連絡先》

幾世橋行政区長 永田 行直 TEL 090(5232)5574
北幾世橋北行政区長 大原 政宏 TEL 090(9033)2654
北幾世橋南行政区長 木村 耕治 TEL 080(6035)4998

帰還支援一時宿泊所 （ホテルなみえ） 終了のお知らせ

町民の方々の帰還準備の負担軽減を目的として、町内に開設していた浪江町帰還支援一時宿泊所「ホテルなみえ」は、平成30年3月31日をもって宿泊所の運用を終了しました。

申・問 企画財政課財政管財係
TEL 0240(34)0237

国民健康保険の お知らせ

▽保険証の更新は4月1日です

新しい保険証は、3月下旬に簡易書留で本人宛に郵送しています。4月1日からは新しい保険証を使用してください。有効期限の切れた保険証は細かく裁断して破棄するか役場窓口に戻してください。

▽国民健康保険に加入するとき

会社を退職して国民健康保険に加入する場合は、会社から発行された「社会保険等資格喪失証明書」が必要です。役場備付けの「資格異動届」にご記入いただき、郵送または浪江町役場本庁舎、二本松事務所、各出張所窓口で手続をしてください。「資格異動届」は町ホームページからダウンロードできます。

▽国民健康保険を脱退するとき

就職等により社会保険に加入した場合は、必ず国民健康保険の脱退手続をしてください。「資格異動届」にご記入いただき、加入した社会保険の保険証のコピーまたは「社会保険等資格取得証明書」を添付してください。その際、国民健康保険の保険証、免除証明書は返却してください。なお、社会保険等に加入した日以

国民年金のお知らせ

▽20歳になったら国民年金

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。20歳になったら資格取得届を提出しましょう（厚生年金に加入している方は不要です）。届出後、年金手帳が届きます。年金手帳は、就職するとき、年金を請求するときに必要になりますので、大切に保管してください。

▽国民年金保険料は忘れずに納付しましょう

国民年金の保険料を納めていないと、老後や万が一の病気やけがで障害が残ったときなどに年金を受給することができなくなります。保険料の納付は、納付書だけでなく口座振替も利用できます。口座振替をご希望の方は、年金手帳、通帳、金融機関届出印をご持参の上、お近くの年金事務所へお申出ください。

▽全国の年金事務所です予約相談を実施しています

年金事務所では年金の相談をするときは、事前に電話で予約していただくと、スムーズに相談できます。予約相談希望日の1か月前から前日まで受付していますので、「ねんきんダイヤル」へお電話ください。

▽電話予約（ねんきんダイヤル）

TEL 0570(05)1165

問 健康保険課国保年金係
TEL 0240(34)0242

介護サービスの 利用者負担減免期間 延長のお知らせ

介護サービスの利用者負担減免措置は、引き続き平成30年3月1日から平成30年7月31日まで延長します。新しい「介護保険利用者負担減額・免除認定証」は2月中旬に郵送しています。お手元に届いていない方は、介護福祉課介護係にお問合せください。

※介護保険サービスを利用の際には「介護保険利用者負担減額・免除認定証」の提示が必要です。

※被災証明書を持たない新規転入者の方は対象外となります。
※帰還困難区域以外の上位所得

春の全国交通安全運動

- 運動期間●
4月6日(金)から4月15日(日)までの10日間
 - 交通事故死ゼロを目指す日●
4月10日(火)
 - 運動のスローガン●
よくみせて ちいさなきみの おおきなて
 - 運動の重点●
 - 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
 - 自転車の安全利用の推進
 - 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - 飲酒運転の根絶
- 問 総務課防災安全係 TEL 0240(34)0229

介護手当申請の お知らせ

要介護高齢者（要介護4・5）の方を在宅で介護している方へ、介護手当を支給します。支給要件に該当する方には、町から申請書を送付しています。申請書

▽支給金額 25,000円
申・問 介護福祉課介護係
TEL 0240(34)0226

が届かない方で該当すると思われる方は、介護福祉課介護係にお問合せください。

▽支給要件

- 要介護4・5の認定を受けている方を在宅で介護していること。（平成29年9月1日から現在までの間、施設入所・医療機関入院または短期入所を3か月以上利用している方は該当なりません）
- 基準日（平成30年3月1日）に対象の方と生計を同じくしていること。

なみえタブレット 通信



タブレット貸出し期間延長決定！



今年度はこれまでどおり
平成30年4月から平成31年3月末までは、現在と同じように無料でなみえタブレットをお使いいただけます。
「なみえ新聞」や「つながっぺ」「なみえ写真投稿」などのアプリをご利用ください。

次年度以降の利用方法はご自身の選択になります

平成31年
4月以降

ご自身でインターネット通信の契約をすることで「なみえ新聞」や「つながっぺ」など、引き続きタブレットを利用することができます。

インターネット通信の契約をする

・なみえ新聞
・つながっぺ
・マップ
など今までと同じく利用することができます。

【利用希望者のみ】

インターネット通信の契約をしない

・タブレットに保存した写真や動画の閲覧
・写真や動画の撮影
・時計などの一部アプリの利用
・SDカードの利用
などインターネット不要のサービスをお使いいただけます。

手続が必要です

詳しい手続は、9月以降にタブレット(なみえ新聞)や広報なみえでお知らせしていきます！

手続は必要ありません

「なみえ新聞」は、ご自身のスマートフォンでも見ることができます！

Androidのスマートフォンをお持ちの方

右のQRコードから、Android版「なみえ新聞」をダウンロード！



QRコード
Playストア

iPhoneをお持ちの方

右のQRコードから、iPhone版「なみえ新聞」にアクセス！



QRコード
なみえ新聞

タブレットに関する
お問合せ

浪江町タブレットサポートセンター ※通話料無料
☎ 0800(919)3287 (平日9時～17時15分)

☎ 企画財政課情報統計係 ☎ 0240(34)0241

厚生労働省福島労働局委託事業「福島雇用促進支援事業」 福島広域雇用促進支援協議会からのお知らせ

職場体験実習「大人のインターンシップ」 参加者大募集!!



就職活動に一步踏み出せず不安、未経験の職種にチャレンジしてみたいけど自分に合うかわからない…。そんな方、必見！！
県内に約400ある登録事業所の中から興味のあるお仕事を体験できるチャンスです。求人票だけではわからない職場を自分で見て、聞いて、やってみる。そんな体験型の就職活動はいかがですか。お気軽にお問合せください。※お申込みは随時受付中！

- ▷実習期間 1～3日（見学だけでもOK）
- ▷実習時間 実習先の所定労働時間内（8時間以内）
- ▷実習内容 実習先の事業所が営む業務の体験
- ▷実習先 職場体験実習登録事業所

福島県内への就職相談



就職活動についての悩みや不安を相談してみませんか？一人で悩まず、ご相談ください。
【電話相談】【メール相談】【窓口相談】にて、相談員が対応します。

- ▷電話 ☎ 0120(810)650
受付時間：平日9時～12時、13時～16時30分
- ▷メール 専用フォーム
(URL: <http://fkkyouyou.net/>) で24時間受付しています。
- ▷窓口 予約制
(フリーダイヤルにお問合せください)



共通事項

- ・利用料・参加費無料です。
- ・詳しくは、チラシまたはホームページをご覧ください。

申・問 福島広域雇用促進支援協議会福島統括窓口
(福島市中町4番20号みんゆうビル202号)

☎ 024(524)2121 ☎ 024(524)2125

URL <http://fkkyouyou.net/>

働きたいネット で検索

●ホームページトップQRコード



きぼうの桜 植樹祭のお知らせ

山梨県北杜市から寄贈を受けた「きぼうの桜(宇宙神代桜子桜)」を、なみえ創成小・中学校の児童・生徒と一緒に植樹します。浪江町の新しいシンボルとなる桜の第一歩をぜひご覧ください。

日時

4月11日(水) 13時30分から

場所

町営大平山霊園前コミュニティ広場

まちづくり整備課管理係
☎ 0240(34)0243

「法テラス二本松」 事務所移転のお知らせ

法テラス二本松は、福島県男女共生センターへ移転します。移転に伴い営業日の変更となりますが、業務内容に変更はありません。身近な法的トラブルについて、弁護士による法律相談や専門家によるよろず相談を無料で実施しています。
※旧事務所での営業は3月30日(金)までです。

みんなのれんらく帳 「浪江町関係機関」変更のお知らせ

平成30年度の役場組織体制の変更により、皆さまのお手元に配布している「みんなのれんらく帳」86ページから88ページまでに掲載の「浪江町関係機関」の内容が変わりました。今月の広報なみえに同封しているチラシ「浪江町関係機関」「みんなの連絡帳」更新用」をご活用くださいますようお願いいたします。

☎ 生活支援課避難生活支援係 ☎ 0243(62)0305

- ▽移転先詳細
〒964-0904 二本松市郭内1-196-1
福島県男女共生センター4階
- ▽営業日 火曜日・土曜日
- ▽相談日
●火・金曜日…弁護士
●火曜日…行政書士・社会福祉士・社会保険労務士
●水曜日…司法書士
●木曜日…税理士・建築士・土地家屋調査士
- ☎ 法テラス二本松
050(3381)3803

犬の登録と 狂犬病予防注射

狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬を飼っている方は、生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。

犬の登録

犬を飼うときは、30日以内（生後間もない場合は、生後90日を経過した日から30日以内）に飼い犬の登録をしてください。なお、交付された鑑札は、飼い犬の身に付けてください。

◇新規登録手数料は

3,000円（税込）

※犬の死亡・失踪・飼い主情報の変更があった場合には、必ず届出をしてください。

●飼い犬の所在地 変更について

飼い犬は、犬を飼育している場所の自治体で登録することになっています。



問 住民課除染環境係
Tel 0240(34)0228

浪江町に登録のある犬を浪江町以外で飼っている場合、所在地変更をする必要があります。鑑札をご用意の上、現在犬を飼育している住所の市町村窓口で所在地変更の手続きをしてください。新たに犬を飼う場合も同様に、現在犬を飼育している市町村での登録になります。

●狂犬病予防注射

平成30年度の狂犬病集合予防注射は、浪江町役場本庁舎と二本松事務所で開催します。（下記参照）

※登録されている犬の飼い主の方には4月上旬に集合予防注射の案内を封書にてお送りします。当日、必要事項を記入した問診票をお持ちの上、ご来場ください。お持ちでない場合は、手続に時間がかかることがあります。

※集合予防注射を受けるには1頭につき3,200円（注射料）がかかります。

動物病院で発行された「狂犬病予防注射証明書」を住民課に提出していただくと、注射済票の交付を受けることができます。（注射済票交付手数料550円がかかります）

※集合注射に
お越しいただけ
ない場合は、お近
くの動物病院で注
射を受けてください。
（注射料金は前記
と異なる場合があります）
ご注意ください

消防署からのお願い



放火にご注意を！



全国の火災出火原因
第1位は「放火」です。
（平成28年）

自分の家族や大切なものを守るためにも放火をされない環境づくりをお願いします！

放火をされないための6つの約束

- ①ごみは収集日の朝に出す。
- ②家の周りに燃えやすいものを置かない。
- ③物置などには必ず鍵をかける。
- ④家の周りをライトなどで明るくする。
- ⑤ポストには新聞などをためない。
- ⑥近所の方と協力をする。

消防署連絡先

浪江消防署 Tel 0240(34)7360
富岡消防署 Tel 0240(25)2119



火事と救急は119番

避難状況（2月28日現在）

都道府県	人数	対1/31	都道府県	人数	対1/31
北海道	62	-1	滋賀県	4	0
青森県	44	3	京都府	32	0
岩手県	36	0	大阪府	61	0
宮城県	873	3	兵庫県	21	0
秋田県	49	0	奈良県	5	0
山形県	140	-2	和歌山県	0	0
福島県	14,366	-3	鳥取県	1	1
茨城県	1,003	-1	島根県	6	0
栃木県	484	3	岡山県	21	0
群馬県	144	-1	広島県	10	0
埼玉県	682	-8	山口県	0	0
千葉県	565	-2	徳島県	1	0
東京都	852	2	香川県	5	0
神奈川県	424	-5	愛媛県	13	0
新潟県	374	-1	高知県	5	0
富山県	15	0	福岡県	19	0
石川県	27	-1	佐賀県	4	0
福井県	12	0	長崎県	9	-2
山梨県	41	0	熊本県	6	0
長野県	51	0	大分県	5	0
岐阜県	15	0	宮崎県	10	0
静岡県	53	-1	鹿児島県	7	0
愛知県	39	0	沖縄県	19	0
三重県	5	0	国外	13	1

福島地方環境事務所からのお知らせ

●除染廃棄物の搬出が始まります

平成30年4月から北棚行政区、幾世橋3行政区、高瀬行政区、酒田行政区、牛渡・樋渡行政区の除染廃棄物の搬出が始まります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

問 福島地方環境事務所浜通り北支所
Tel 0244(26)9912

●国道114号の待避所設置工事を実施します

今後、国道114号で除去土壌等の輸送車両の通行が増加することから、道路の安全な通行を確保する目的で、大型車両のすれ違いを可能とするための幅員を確保するため、特に道路幅員が狭い区間5か所の待避所設置工事を行います。

工事期間中、皆さまに大変ご迷惑をお掛けします。ご理解とご協力をお願いします。

【工事場所】 国道114号(浪江町大字赤宇木地内)

【工事期間】 平成30年11月末完了予定

問 福島地方環境事務所中間貯蔵施設浜通り事務所
Tel 0246(84)7723

双葉地方広域市町村圏組合からのお知らせ

●ごみの回収に関する問合せ

平成30年4月から浪江町内（帰還困難区域を除く）における生活ごみを、震災前の方法に戻して回収します。今後、ごみの回収に関するお問合せは、北部衛生センターまたは南部衛生センターへお願いします。

問 北部衛生センター（浪江町大字室原字於喜津4-1）
Tel 0240(35)5454 ※持込みはできません。
問 南部衛生センター（楢葉町上繁岡字山神160-2）
Tel 0240(25)4609

わたしたちのまち

（平成30年2月末現在）

人	口	17,954人
男		8,744人
女		9,210人
世帯数		6,899世帯
問 住民課住民係	Tel 0240(34)0230	
居住人口		516人
居住世帯数		351世帯

※計上根拠…避難住民居、転入居、職員等、社会福祉協議会訪問等
問 総務課防災安全係 Tel 0240(34)0229

お誕生

出生届は14日以内に

こどもの名（性別）	親の名	住 所
2月		
渡部 海 結 女	怜史・潤子	北幾世橋
米田 悠 真 男	悟・美奈	川 添
岩野 佑 香 女	秀造・香織	樋 渡
山田 いろ葉 女	憲司・美沙	川 添
筒田 暁 斗 男	明・知枝	谷 津 田
松本 遥 翔 男	俊樹・梨紗	田 尻
廣坂 ね む 女	大輔・李咲	酒 田
櫻本 紘 菜 女	学・裕子	高 瀬
宮下 玲 花 女	亮介・沙知子	田 尻
鈴木 結 菜 女	宏和・律子	権 現 堂
斉藤 千 晴 男	秀樹・綾子	高 瀬
佐藤 連 月 女	篤・明子	川 添
稲本 陽 斗 男	幸平・美雪	高 瀬
稲本 陸 斗 男	幸平・美雪	高 瀬
鈴木 爽 太 男	智大・夏希	小 野 田
松本 權 男	侑大・南	中 浜
高木 颯 太 男	秀・幸恵	西 台

お悔み

死亡届は7日以内に

死亡者名	年齢	住 所
2月		
廣内 セツ子	84歳	北幾世橋
畑山 トメヨ	92歳	川 添
鈴木 伸 一	87歳	棚 塩
中里 トヨ	99歳	北幾世橋
小野田 ヨシ	102歳	大 堀
金澤 かつ子	68歳	川 添
大清水 利 男	91歳	北幾世橋
今野 トク	86歳	赤 宇 木

お誕生・お悔み欄には、連絡がとれた方のみ掲載しています。住民票を町外に異動された方で、掲載希望の方はご連絡ください。

問 企画財政課情報統計係 Tel 0240(34)0241

町内モニタリングポスト測定結果

問 原子力規制委員会原子力規制庁監視情報課
TEL 03(5114)2125

原子力規制委員会が町内93か所に設置したモニタリングポストの測定結果をお知らせします。

＊原子力規制委員会放射線モニタリング情報 URL <http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/>

＊定期点検や通信回線の不具合等により「調整中」となる場合があります。

(単位: μ Sv/h)

地 区	測 定 地 点	3月1日	3月15日
浪 江	旧法務局	0.18	0.17
	浪江町役場	0.06	0.06
	権現堂集会所	0.16	0.17
	新町ふれあい広場	0.08	0.08
	浪江消防署	0.08	0.09
	請戸川土地改良区	0.14	0.14
	浪江小学校	0.11	0.11
	J R 浪江駅前	0.24	0.24
	ふれあいセンター	0.26	0.28
	中央公園	0.15	0.15
	双葉地方森林組合浪江事業所	0.27	0.27
	国玉神社	0.47	0.48
	上ノ原配水場近傍	0.46	0.47
	川添葉山会館	0.35	0.35
	浪江中学校	0.34	0.33
	南上ノ原町営住宅	0.29	0.30
	中上ノ原町営住宅	0.23	0.23
	しらうめ荘	0.18	0.17
	樋渡牛渡集会所	0.30	0.29
	高瀬浄化センター	0.12	0.12
	丈六公園	0.38	0.38
	高瀬多目的集会所	0.13	0.12
	佐屋前公民館	0.31	0.34
幾 世 橋	いこいの村なみえ	0.31	0.26
	なみえ創成小学校・なみえ創成中学校※	0.09	0.08
	幾内中継ポンプ場	0.19	0.17
	幾世橋集会所	0.09	0.08
	幾世橋消防屯所	0.10	0.11
	町道小熊田宮田線交差点付近	0.11	0.09
	幾世橋小学校	0.10	0.09
	浪江町公民館幾世橋分館	0.07	調整中
	浪江浄化センター	0.15	0.15
	大字棚塩字北棚地内	0.12	0.11
	棚塩霊園	0.11	0.10
	北棚塩総合集会所	0.07	0.07
	棚塩集会所	調整中	調整中
請 戸	大字棚塩字中舩倉地内	0.08	0.07
	大平山避難場所	0.20	0.18
	浜街道境松付近	0.15	0.15
	大字請戸集会所	0.05	0.05
大 堀	請戸小学校	0.11	0.11
	小丸多目的集会所	8.69	8.60
	やすらぎ荘	7.99	7.89
	井手多目的研修センター	1.88	1.85
	末森中継ポンプ場	1.41	1.38
	末森集会所	1.97	1.85
請 戸	アクセスホームさくら	0.21	0.21

地 区	測 定 地 点	3月1日	3月15日
大 堀	田末消防屯所	0.51	0.48
	田尻集会所	0.21	0.21
	陶芸の杜おおぼり	3.52	3.42
	大堀総合グラウンド	0.32	0.33
	大堀小学校	0.59	0.59
	小野田集会所	0.36	0.36
	谷津田集会所	0.17	0.17
	大字谷津田字乱塔前地内	0.67	0.72
	谷津田取水場入口	0.41	0.42
	酒井集会所	1.25	1.22
苅 野	室原田子平墓地	0.46	0.47
	室原北向集会所	1.50	1.48
	室原上組集会所	2.45	2.41
	家老集会所	2.73	2.67
	室原公民館	1.61	1.55
	上立野公民館	0.48	0.48
	苅野配水場	0.85	0.85
	立野中多目的集会所	調整中	調整中
	下立野消防屯所	0.31	0.32
	浪江公民館苅野分館	0.74	0.72
	苅野小学校	0.30	0.29
	苅宿公民館	0.49	0.48
	加倉運動公園	0.33	0.31
	福島県浪江ひまわり荘	0.41	0.42
	加倉集会所	0.31	0.31
	酒田集会所	0.33	0.34
	浪江高等学校	0.21	0.21
	西台消防屯所	0.15	0.14
	藤橋消防屯所	0.12	0.12
津 島	大柿ダム管理事務所	0.82	0.79
	羽附集会所	0.14	0.28
	大字津島集会所	0.81	0.87
	浪江町立津島小学校	1.49	1.55
	浪江町立津島中学校	0.74	0.71
	福島県立浪江高等学校津島校	3.23	3.67
	下津島集会所	1.56	1.64
	大字下津島字大和久地内	3.32	3.64
	津島活性化センター	0.37	0.38
	南津島上集会所	1.60	1.87
	南下コミュニティセンター	1.72	2.10
	赤宇木集会所	2.58	2.60
	葛久保集会所	2.53	2.93
	手七郎集会所	2.95	3.12
	大柿簡易郵便局(葛尾村営バス停脇)	4.39	4.42
	屋曽根消防屯所	3.93	3.99
	沢先集会所	1.10	1.15

※平成30年2月23日より測定再開

町内空間線量測定結果

問 総務課防災安全係
TEL 0240(34)0229

上記モニタリングポストが設置されていない箇所の空間線量測定結果をお知らせします。

シンチレーション式サーベイメータにより、地上1m地点の測定値を掲載しています。

(単位: μ Sv/h)

地 区	測 定 地 点	測定値
浪 江	新町セブンイレブン付近	0.08
	常磐線陸橋東側	0.12
	常磐線陸橋西側	0.23
	川添字小丸田地内	0.30
	国道6号高瀬交差点付近	0.05
	高瀬字小高瀬迫地内	0.24
幾 世 橋	貴布祢	0.10
	北幾世橋字町尻地内	0.11
	北幾世橋字荒井前地内	0.08
	棚塩字弥平迫地内	0.07
	浪江にじいるこども園	0.10
請 戸	請戸橋南側	0.05

地 区	測 定 地 点	測定値
請 戸	請戸漁港	0.05
	請戸小学校	0.10
	中浜消防屯所付近	0.05
	両竹消防屯所付近	0.06
大 堀	小丸字赤下地内	1.43
	小丸字三程地内	0.40
苅 野	畑川集会所	0.42
	立野字根渡地内	0.35
	酒田町営住宅	0.33
	国道114号仙人沢トンネル南側	2.41
	室原字小萱地内	0.94
	室原字堀知木地内	0.96

地 区	測 定 地 点	測定値
苅 野	加倉ファミリーマート付近	0.90
	加倉ローソン付近	0.44
	藤橋字善明迫地内	0.08
	藤橋不動尊前	0.11
津 島	津島字水境地内	0.85
	津島字仲野作地内	1.62
	津島字谷津地内	1.20
	上津島消防屯所	1.19
	浪江町役場津島支所	2.10
	赤宇木字櫛平地内	3.77
津 島	屋曽根字尺石地内	3.42

＊測定日は平成30年3月1日・2日です。

自家消費の食品等の放射能簡易分析結果

問 健康保険課放射線対策係
TEL 0240(34)0261

町は、食品中の放射能を測る機器を配備し、自家消費食品等の安全安心のため、放射性物質の測定を行っています。

■2月の分析結果（浪江町役場本庁舎、二本松事務所受付分合計）

全ての検体		基準値以上検出された検体数		
区 分	検体数	品 名	基準値を超えた検体数	最大値 (Bq/kg) ※1
野 菜	9	基準値を超えた検体はありません。		
果 実	3			
魚	0			
山菜、きのこ類	2			
米	0			
その他	0			
水（井戸水・湧水等）	1			
合 計	15			

※1 基準値を超えた検体数が複数の場合は、数値の高いものを記載しています。

食品衛生法における基準値

(セシウム134、セシウム137の合算値)

- 一般食品…… 100 Bq/kg
- 飲料水……… 10 Bq/kg
- 牛乳………… 50 Bq/kg
- 乳児用食品… 50 Bq/kg

※容量不足となった検体の掲載は除いています。

正確な測定をするために、食品であれば500グラム以上、水であれば2リットル程度必要です。

※帰還困難区域以外のものを受付しています。

食品の簡易測定は、浪江町役場本庁舎および二本松事務所にて随時受付しています。

ご希望の方は、お問合せください。

東京電力ホールディングス株式会社からのお知らせ

家屋の清掃(片付け)実施

浪江町内（帰還困難区域を除く）の住宅の清掃（片付け）を実施させていただきます。

- 内 容 不要となった家財道具等の屋外(敷地内)への搬出および掃き掃除
- 区 域 帰還困難区域を除いた区域
- 実施期間 平成30年9月28日(金)まで（実施予定）
- 受付時間 平日9時～12時、13時～16時
- 受付期間 平成30年8月31日(金)まで

※片付け予定件数を超えた場合はキャンセル待ちとなります。ご了承ください。

住宅への進入路等 除草作業実施

ご自宅に一時帰宅される際に支障となっている自宅玄関までの進入路および1～2台分の駐車スペースの雑草について、除草作業を実施させていただきます。

- 内 容 公道から自宅玄関までの進入路および1～2台分の駐車スペースの除草
- 区 域 浪江町全区域
- 実施期間 平成30年9月28日(金)まで
- 受付時間 平日9時～12時、13時～16時
- 受付期間 平成30年8月31日(金)まで

簡易作業のお手伝い (駆けつけ隊)

町民の皆さまが困っている事案や人手が必要な作業について、お手伝い活動を実施させていただきます。

- 内 容 簡易な除草や重量物の屋内移動など（2名で1時間程度でできる軽作業）
- 区 域 帰還困難区域を除いた区域
- 実施期間 平成30年9月28日(金)まで
- 実 施 日 火曜日～金曜日（祝日は除く）
- 受付時間 平日9時～12時、13時～15時
- 受付期間 平成30年9月28日(金)まで

お申込み先

東京電力ホールディングス株式会社 受付ダイヤル TEL 080(5527)3959
お電話が混み合うこともございますので、ご了承ください。

詳細は浪江町ホームページをご覧ください。

井戸水・沢水等 飲用水の確保について

町は、避難指示解除に伴い、浪江町に帰還し居住する方で、震災以前に使っていた井戸水や沢水が枯れてしまい飲用水の確保にお困りの方を対象に、井戸の掘削を行います。

なお、上水道を使用していた方は、対象となりません。

詳細につきましては、お問合せください。

問 住宅水道課上水道係 Tel 0240 (34) 0234

上水道をご利用の皆さまへ

平成27年7月より上水道の使用を希望される方から、随時開栓をしています。

開栓の際には、開栓届の提出をお願いしているところですが、すでに上水道を使用している方で、開栓届の提出がお済みでない方は、住宅水道課上水道係までご連絡ください。

また、開栓届を提出したかどうか分からない方は、お問合せください。

問 住宅水道課上水道係 Tel 0240 (34) 0234

ゲルマニウム半導体検出器 による放射線測定結果

町が福島県に依頼して実施した、各水源のゲルマニウム半導体検査結果をお知らせします。

区分	採取月日	採取地	水源	検査結果
浄水	2月20日	末端給水栓 (北幾世橋字北中谷地)	小野田取水場	不検出
		末端給水栓 (幾世橋字六反田)	谷津田取水場	不検出
		末端給水栓 (川添字中上ノ原)	大堀取水場	不検出
		末端給水栓 (西台字荒町)	苅野取水場	不検出

ゲルマニウム半導体検出器は、ゲルマニウムが持つ半導体（温度などの条件変化によって電気を通す率が変化する物質のこと）としての性質を利用して、水や食品などに含まれる微量の放射線（γ線）を測定し、放射性物質の種類やその量を測定する分析機器です。

問 住宅水道課上水道係 Tel 0240 (34) 0234



浪江町内の水質検査結果

町は、水道水の水質検査を毎月行っています。その結果は次のとおりです。

採取月日：平成30年2月7日

検査項目	検査成績				水質基準
	小野田取水場 (浄水)	谷津田取水場 (浄水)	大堀取水場 (浄水)	苅野取水場 (浄水)	
一般細菌	0	0	0	0	1ml中100以下
大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
塩化物イオン	3.8 mg/ℓ	5.6 mg/ℓ	3.7 mg/ℓ	3.9 mg/ℓ	200 mg/ℓ以下
有機物	0.3 mg/ℓ未満	0.3 mg/ℓ未満	0.3 mg/ℓ未満	0.3 mg/ℓ	3 mg/ℓ以下
pH値	7.0	7.7	7.6	7.6	5.8～8.6
味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
色度	1度未満	1度未満	1度未満	1度未満	5度以下
濁度	0.1度未満	0.1度未満	0.1度未満	0.1度未満	2度以下

※水道法9項目(基本的項目)の検査結果です。 検査委託機関：(株)環境測定サービス

問 住宅水道課上水道係 Tel 0240 (34) 0234